

議 長 日程第5「一般質問」に入ります。

一般質問は通告順に行います。受付番号第1号 利根川茂君の一般質問を許します。登壇願います。

7 番 利根川 ちよっと声がかすれております。聞きづらいと思いますけれども。一般質問に入る前にですね、議長にお願いがあります。1問だけ緊急質問をお許しいただきたい。よろしいですか。

12月1日付、町広報と一緒にですね、町屋に建設された子育て支援住宅のチラシが全町民に配布されました。そのチラシ裏表見ますとですね、4カ所間違った表記がされています。我々は、本山町長が当選されたときに、自分の政策を、モチーフをですね、行政・政治に新たな展開を起こすということで、それについては行政改革が必要だということで、課の設置条例の変更を認めたと。議会が関与するのは、課の設置条例の変更等、新設とかそういうことだけですから。あと、係の設置についてはですね、規則で改正するわけですから、町長ができるわけですね。この中に、いつからですね、子育て支援係ですか。定住促進係が総務課になったんですか。4カ所こういう表記がありますけれども。本来であるならば、町長の今の行政報告の中でですね、表記に間違いがあったというようなことが一言あってもしかるべきです。議会の役割は行政をチェックする役割ですから、この辺をお伺いしたい。以上。

議 長 総務課長…どなたかな。

7 番 利根川 ここにですね、申し込み先、問い合わせ先、松田町役場（総務課定住少子化担当室）となっているんですよ。いつから定住少子化担当室が総務課の管内になったんですか。私はさっきあそこの掲示を見てきましたけども、規則の改正なんかされてませんよ。これが4カ所もある、4カ所も。そして、これを平気でですね、広報と一緒に町民に配る。恐らく、これは行政の職員が起案したわけではなくて、ここに出ての何とかクラス小田原支店。この受託業者が原案をつくって、印刷をして、町を通じて配布されたと思います。つまり、町のどこかの機関がチェックしてない。そのまま本来で行くと、ゲラ刷りの段階でチェックするのをチェックしないで、そのまま上がって来たのを、各自治会にお願いをしたというような姿勢が見られるわけですよ。ですから、本当に細かいこ

とですけれども、そういう姿勢が行政のところに最近見られる。数多く。その一つの例が、敬老会でね、高齢者の方にお配りをするタオルが、1カ月も先になってお配りをされるとかですね、あるいは、行政直接じゃありませんけど、二ヶ町組合の議員報酬が、前年度分を持ち回りで配布するとかですね、そういう至るところに出てきてる。ですから、私は何を言いたい。私は職員出身ですから、ちまたで言うところの嫁の…姑の嫁いびりじゃありませんよ。行政のどこをチェックする役割があるから言ってるんです。こういうの平気で4カ所も間違えてですね、町民に配る、この姿勢を問題にしてるんですよ。あ、やっちゃった、やばいと。これは町長の12月議会の当初の行政報告の中にこれは入れてもらおう。そういう算段がなくて、平気で問題にされなかったら、これで終わりですか。私はその姿勢を問題にしてる。一般質問に入る前に緊急質問で、これをきちっとお答えいただきたい。

議 長            まずは総務課長、お尋ねします。このチラシの誤りなのか、誤りでないのか。その辺のところをお答えください。

総 務 課 長    申しわけありませんでした。私もちょっとそのチラシを、すいません、見ておりませんでしたけれども、今の利根川議員のお話を…話でいけば、誤りであります。

議 長            ほかに。このことに対して。

副 町 長        大変申しわけございません。前回の議会においてもですね、やはり職員のミスというところがですね、最近目立っておるというところで、私のほうからですね、今後はこのようなないというところ、お約束させていただいたはずなのにですね、このようなことが起きて、大変私も反省をしなければならないというところがございます。この辺につきましてはですね、私も含めてですね、きちんとした対応をさせていただかなければならないというとともにですね、やはり、職員のまず気持ちをですね、きちっと締め直さなければならないというところでもあります。今回につきましては、大変…二度とこのようなないというところを、前回は私の口から言ったところではございますけれども、職員一同ですね、本当に反省になった中でですね、絶対にこのようなないような体制づくりということを、私が先頭に立ってですね、今後も進めてまいりたいとい

うふうに思います。本当に今回の件につきましては、また全般的にですね、ミスについても私の責任というふうに思いますので、大変申しわけございませんでした。

- 7 番 利 根 川 それだけですか。私の例を申し上げます。平成10年、補正予算間違えました。みずから減俸処分をお願いして、減俸処分されました。職員台帳にきちんと記載されてると思いますよ。その辺をよく確認されて、毎回申しわけありませんでした。済んでたら、これは何もいないということですよ。何もいないということですよ。あえて、私は職員出身ですから、厳しい対応をさせていただいておりますけれどもね。じゃんじゃん電話かかってくるんでしょう、総務課に。これ配布したんだから。かかってくると思いますよ。いや、これ担当課が違います。政策推進課でございます。ちょっとお返ししますからお待ちください。そこで何分も待たされると。最近こういうのが多すぎる。一般質問なんか入る気にならない、これじゃあ。

議長のお許しを得ましたので、一般質問にただいまより入ります。

議 長 登壇願います。

- 7 番 利 根 川 風邪引いておまして、興奮しているかな。一般質問第1号、質問議員、第7番 利根川茂。所得税確定申告に伴う税務署職員の派遣について。

年が明け、新年を迎えますと3月15日まで、平成30年分所得税確定申告の受け付けが始まります。例年、小田原税務署管内の2市8町では、税務課の職員が国税である所得税の申告・受け付け・指導をしており、税務署職員の派遣はありません。他の管内では、税務署職員が各市町に出向いております。どのような法的根拠に基づいているのか。また、委託契約等はしているのか、市町の基本的業務なのか、お聞かせください。慣例で業務を行っているのであれば、見直す必要があると考えますが、いかがでしょうか。

町 長 それでは、利根川議員の御質問に順次お答えする前に、私のほうからもおわびをしたいというふうに思います。このところ、本当にそういう今言われているようなことが多くございましたので、緊急と言えれば緊急かもわかりませんが、12月議会…12月の1日では余り朝礼をやらないんですけども、朝礼をさせていただいて、職員を集めまして、話をしたことをお伝えをさせていただ

きます。話をした途端からこういうことがあるので、私もちょっと利根川議員と同じような思いで、もう本当に反省もしなければいけないですけども、本当そういうような思いですけどもね。とにかく、自分事で仕事してるのか。他人事で仕事してるのかといった部分で、非常に他人事みたいな格好で仕事というか、役割を全うしているといいたまいますか。その辺がすごく薄い。それはもう、いろいろ考えると私自身の至らぬところかなというふうに考えていますので。副町長も先ほどお話ありましたように、副町長とともにですね、もうちょっと、具体的に一步踏み込んで、ひもを縛って…ひもを縛るといいたまいますか。記述だとか、そういったことに対しては、しっかりとやっていきたいというふうに思いますので、引き続き御支援をいただければというふうに思います。

それでは、御質問にお答えをさせていただきます。まず、税務署職員の派遣についてでございますが、昭和57年12月1日に、国税庁と自治省との間の、国と地方団体との税務行政運営上の協力についての了承事項の中で、所得税、個人住民税及び個人事業税の3税協力の一環として実施されている納税相談会場においては、都道府県及び市区町村においても、所得税の申告書の収受を含む納税相談について協力するものとし、その範囲等、具体的な取り扱いについては、地区税務協議会等で協議するものとするところがございます。このことにより、大和税務署管内の4市及び藤沢税務署管内の2市1町では、協議の上、市町で開設する所得税の確定申告の相談、受け付け会場に税務署職員が派遣されております。利根川議員が仰せのとおり、小田原税務署管内の2市8町を含め、ほかの税務署管内では市区町村への税務署職員の派遣はなされておられません。その理由といたしましては、小田原税務署管内は2市8町と県内で最も所管市町が多く、また小田原税務署職員も税務署での相談・受け付け業務を行っていることもあり、さらには、人的要因により税務署職員を各市町へ派遣することができないことから、協議の上、相互協力の中で各市町職員で対応をしているところがございます。

法的根拠に基づいているのか、また委託契約はしているのか、市町の基本的業務なのかについてでございますが、昭和41年11月28日に国税庁と自治省の間で、所得税の確定申告を提出した者に個人住民税及び個人事業税の申告を要し

ないこととされたことに伴う国と地方公共団体との税務行政運営上の協力についての了解事項により、3税一体での申告説明会の開催、申告書の受理などについて締結されているところでございます。さらには、昭和57年12月1日に国税庁と自治省との間で、国と地方団体との税務行政運営上の協力についての了解事項により、所得税の申告書の収受について、納税者へのサービスの向上と、市区町村における事務処理の便宜等を考慮して、所得税の申告書等について市区町村においても収受を行うものとする。この場合、納税者の便宜等を考慮して、その記載内容について、可能な限り市区町村において確認するものとされ、同日付、自治税企第92号により、自治省税務局長から各都道府県へ通達され、このことにより、慣例で業務を行っているわけではなく、また確定申告が個人住民税及び個人事業税の申告を兼ねていることから、市区町村の基本的事務でもあるため、委託契約等もなく、当町で相談、受け付けを行い、現在に至るところでもございます。

参考までに申し上げますと、当町で収受している所得税の確定申告の件数は、平成25年分899件、平成26年分869件…すいません、平成25年分は899件でございます。訂正をお願いします。平成26年分は869件、平成27年分は803件、平成28年分は738件、平成29年分は713件と、人口減少及び自宅パソコンからのe-Taxによる電子申告がふえていることなどから、年々減少しているところでもございますが、パソコンが利用できない高齢者の方々もいらっしゃいますので、小田原税務署まで申告に行くことができない等も考慮し、当町での所得税の確定申告の相談、受け付けは必要と考えております。

今後は、申告件数が減少していることから、受け付け期間の縮小などを見直しをすることなど検討しているところでもございます。また、小田原税務署へは、小田原税務署管内2市8町で構成する小田原地区税務協議会の中で、情報を共有しながら、町職員の負担軽減を図るために、税務署職員の派遣について、小田原税務署と協議してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

7 番 利 根 川 いつもはしないんですけども、きょうは再質問をします。住民の利便性を考えるとですね、小田原税務署まで1日潰していくのが大変だから、市町村役場

で、税務課で、例えば扶養申告するのを忘れてしまったとか、年末調整で生命保険を入れるのを忘れちゃったとかですね、医療費控除をこれから出したいとか。そういう簡易なものは市町村役場でやっていただければ、住民にとって一番利便性がいいわけですね。ところが、相続とかですね、土地の譲渡とかですね、そういう難しい問題になってくると、これは小田原税務署にみんな行くようになっちゃいますよ。みんな誰しもそうです。町民でも。

それで、皆さんプロですから、よく御存じだと思いますけど、隣の秦野市役所に行ったことがありますか。秦野市役所の市民税課でも、1月の16日以降になれば、所得税の確定申告を受けてる、横断幕をやってですね、受け取ってるんですよ。その中に、必ず平塚税務署という腕章をつけた職員がいます。いるんですよ。伊勢原もそう。厚木もそうです。じゃあ、何で県西の2市8町だけ。2月の16日から3月の15日まで、まさに900件も丸投げじゃないですか。税務課長、2月、3月分の超勤はどのぐらいになってますか。これはほとんど所得税の申告にかかわるものでしょう。結局、仕事丸投げ、お金も丸投げ。そのかわり、そろえてやったから、4月になったらおまえらコピーしに来いと言って、市町村の税務課の職員が小田原税務署に行って、所得税の確定申告が市町村ごとに積んであるのをコピーしてそれを持って来て、6月に住民税を課税するんですよ。まさに丸投げもいいところ。税務協議会というのはですね、課長さん方の会議でしょう。課長さん方の会議で解決できる問題ではないですよ。こういうのこそ、県西広域行政の町長が出る、議長が出る、そういうような会議で、議題として持ち上げるべきですよ。私はどうも昔からですね、おかしいな、おかしいな。何で町村の職員がこんな所得税の申告まで追いまくられてるのかな。確かに今、町長の答弁のとおり、昭和41年まで…昭和41年までね、国民は市町村の税務課に所得税の申告をしている。所得税とか住民税の申告をしている。小田原税務署に所得税の申告をしている。2つ申告書を出した時代が長く続いたんですよ。昭和23年から。23年というと、シャープ税制ですよ。アメリカのシャープさんという、人の名前ですけど。税務の専門家の方が日本にいられて、日本の税体系を直していこうと。今のような税体系の基本になったんですよ。それ以降、昭和38年、9年まで、続いてたんですよ。正式には41年

から分かれた。松田町の場合、恐らく38年から受け付けてると思いますよ。受け付けてると思います。どのぐらいになります、超勤が。ほとんど所得税のための超勤でしょう。1月1日現在で固定資産税を課税しますから、その賦課にかかわる職員の人件費も、超勤分も含まれてるかもしれませんが。ほとんど2月、3月分ですね、税務課の超勤の手当はですね、国税である所得税の申告事務ですよ、これ。それで10日に1回か、1週間に1回だか知りませんが、小田原税務署の職員がライトバンで乗りつけて来て、たまった分を持って帰るだけの話でしょう。まさに丸投げですよ。どのぐらいかかってます。2月、3月、前年度で。

税 務 課 長 時間外の件ですけど、細かい数字を持ってないですけども。大体おおむね毎日…水曜日がノー残業デーですので、それを抜かすと、大体1人当たり8時、3時間で4日間。年間で20ちょっと…（私語あり）申しわけございません。おおむね2月の16日から3月まで申告期間が約1カ月ございますけども、税務課の職員3名…2名から3名で、朝9時から夕方の5時まで対応しているところではございます。

7 番 利 根 川 金額がどのぐらいかかるかと、ちょっと無理だと思いますけど、相当の金額がかかっているのではないかと思いますね。日常的な金額と5時15分以降の超勤分を含めれば、相当多額な戦線整理のための人件費がかかっていると思いますよ。それで、900件もこなしてるわけでしょう。松田の納税者ってどのぐらいいます、国税で。1,500人もいないでしょう。ほとんどですね、ほとんど相続とか譲渡とか、特殊なものを除いてはですね、市町村役場で受けてるんですよ。結局、丸投げ。委託契約も何にもない。法的根拠すらない。ないでしょう、法的根拠が。地方税法を見たって、どこにも書いてありません。国税徴収法を見たって書いてありませんよ。委託契約も何にもない。いいんですか、そんな委託契約もない、法的根拠もない、単なる慣習で、丸投げされたのを全部市町村が背負いこみで税務課の職員を使って、所得税の申告・指導・受け付けをやる。とんでもないことですよ。我々市町村は、お国の行政機関の下請機関じゃないということは、しょっちゅう言ってるでしょう。

町長、あなたの政策のモチーフの中で、自治基本条例を何のために制定した

んですか。自治基本条例は。何のために制定した。ちょっと一言で言えなきゃ、私から言います。自治基本条例は何のために制定したかと言うと、昭和22年4月、憲法が制定される1カ月前に制定をされた地方自治法じゃもう補いきれない。補いきれない部分を、各それぞれの市町村という行政体が、自治基本条例として条例でそれをつくろう。私はつくった。北海道のニセコ町の逢坂誠二先生に、講演を聞いたことがある。そこを埋めるために、自治基本条例をつくった。いわゆる、何て言うかと言うと、一言で言えば、自治権の確立ですよ。自治権の確立のために、自治基本条例をつくったんですよ。町長は。多額のお金をかけて。偉い先生方を呼んで、我々議会も議会基本条例つくりましたけども、みんな手づくりです。一銭のお金もかかってない。だけど、その後の自治基本条例を制定した以降も、ちゃんと委託費か何かで、進行状況を把握するという委託費まで組んでいるんでしょう。その自治基本条例の基本は何かと。自治権の確立、そのために自治基本条例をつくるんだ。自治権の確立どころか、自治権を侵されてると、これは。それを、単なる課長の連絡会議である税務協議会で検討するなんていうのは、おかしい。これこそトップが問題にしなきゃならない。昭和41年からどのぐらいの金額をつぎ込まれたか。もう50年以上。五十二、三年たつわけですよ。もう2市8町から何百億のお金を肩がわりしてるということですよ、小田原税務署。僕はある筋から、いろんな国税に関する資料をもらいました。国税当局から見れば、神奈川県西の2市8町はモデルです。モデル。こういうように、全国7カ所の税務署は、こういうようなやり方をしなきゃいけないと書いてあるんですよ。モデルだって。モデルで食い荒らされているということですよ、国税に。町長どうですか。県西広域行政協議会で、あなたがもう2期目になって、自治基本条例もきちっと制定したわけですから、この辺をきちんとですね、人件費を制定するなり、業務を返上するなり、その辺を取り上げていただきたいと思います。町長に最後の御答弁をいただければ、私はそれで結構です。

税 務 課 長 今、利根川議員のお言葉ですけれども、そんなに…割いてる人件費ということであれば、かなりの負担は割いておりますけども、さすがに、要は住民税も兼ねているところありますので、その辺はやらなければいけない部分はあると

考えております。税務署と税務協議会の中での、協議の中でという話になりますと、そこで協議していくわけではございますけれども、強く要望していくことしかできないのかなという感じは、私は考えております。以上です。

町 長 御指摘ありがとうございます。やはり、やっぱりうちの役場の職員もそんなんですよ。中にいるとわからないんですよ。利根川さんも中にいらっしゃったときに、ぜひこういう問題、議論をやってもらったらね、随分前から話が出たのかななんて思って感じますけど。そのあたりはですね、本当に物足りないなって私たち思うんですよ。もっと思ったことをやればいいんだし、これが当たり前だと思ってるから、税務課なんかは本当に、いつも思うんですよ。毎年毎年それだけの時間を費やしてもらって、本当に今ノー残業デーが水曜日と言い始めたところがありましたけども。それ以外は、本当に8時、9時までやって、体調大丈夫かといって、いつもそんな話してたところ、今回利根川議員からのこういう御質問をいただいたので、よく課長と相談してですね、現状と今後についてということをよく把握した上で、2市8町、今、広域行政協議会がありますのでね。そういった部分にしっかりとらせてですね、話をすべきことであれば、きちっと税務の方々にも協力してもらえるようにですね、話したいというふうに考えてます。以上です。

7 番 利 根 川 　まだ時間があるようですので、それでやめようと思いましたが。言いわけするわけじゃないですけど、私も税務課におりました。ただ、市町村民税の担当じゃなくてですね、固定資産税の担当でしたので。その辺はよくわからないで、お手伝いをさせていただきました。そのころから、どうも変だな、変だな。ずっと思い続けてきました。荒波を越えて、こちらの席に着きまし…着かさせていただくと、よくその辺が見えましたので、今回質問をさせていただきました。御丁重なる御答弁ありがとうございます。以上で終わります。

議 長 以上で受付番号第1号 利根川茂君の一般質問を終わります。

暫時休憩といたします。10時20分より再開をいたします。 (9時58分)

議 長 休憩を解いて再開をいたします。 (10時20分)

総 務 課 長 先ほど利根川議員の一般質問の前に質問がございました。今回12月1日にお配りしました広報の中にですね、子育て応援賃貸住宅ということで、町屋住宅

の建設にかかわって、その募集に係るチラシを配布させていただいておりました。その御質問の中で、総務課の中に定住少子化担当室があるような表記があるというような御指摘をいただきました。冒頭、私のほうからですね、ちょっとチラシを見ていないというようなことの中で、大変失礼いたしましたということでお謝りのお話をさせていただきましたが、確認をさせていただきましたところ、総務課、それと小さい点が入って定住少子化担当室という2つの係のほうでですね、受け付けを行っている表記の仕方でございます。ちょっと見にくい表記の仕方だったかと思われまじけれども、この辺は今後注意していきたいというふうに思っておりますが、一応ですね、町営住宅ということで、管理については総務課のほうで行ってまいります。たまたま建設に当たっては定住少子化が少子化対策ということの中で事業を始めた関係もございましたので、かねてから総務課、それから定住少子化担当室が受け付け、問い合わせ等を行っているということでございます。ですので、総務課または定住少子化担当室、どちらに申し込み、問い合わせが来てもですね、たらい回しをするようなことがないようにですね、していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

副 町 長 補足をさせていただきます。今、総務課長のほうから御説明をさせていただいて、御理解をいただければありがたいところです。ただですね、やはり誤解を招くような表記の仕方というところは、ちょっとやっぱりもう一工夫必要ではないかというふうに思われます。この辺についてはですね、やはり反省をしなければならないというところでございます。また、職員ですね、監督につきましても、先ほど利根川議員のほうからも質問がございましたけれども、その都度ですね、対応が不徹底な場合はですね、嚴重な対応を、考査委員会というところをもってですね、対応させていただくことをここで御報告させていただきます。今後ともですね、このようなことがないように、さらに一層ですね、職員の監督・管理というところを努めさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

議 長 7番、よろしいですか。（「はい」の声あり）それでは、この件につきましては、以上とさせていただきます。